

(書 式 2 - 2 - 3 - 1)

吸 收 合 併 に 反 対 す る 株 主 か ら の 通 知 書

通 知 書

前 略

私 は 、 貴 社 の 株 式 ○ ○ 株 を 有 す る 株 主 で
す。

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 開 催 予 定 の 貴 社
臨 時 株 主 総 会 に つ い て 、 貴 社 よ り 、 臨 時 株 主
総 会 招 集 通 知 書 を 受 領 し ま し た が 、 同 株 主 総
会 に お け る 第 ○ ○ 号 議 案 「 合 併 の 件 」 に つ き
、 貴 社 が △ △ △ △ 株 式 会 社 を 吸 收 合 併 す る と
い う 内 容 に つ い て 、 私 は 反 対 の 意 向 で あ り ま
す。

よ っ て 上 記 株 主 総 会 に 先 立 ち 、 本 書 面 を
も っ て 、 上 記 第 ○ ○ 号 議 案 に つ い て 反 対 の 意
思 を 通 知 致 し ま す。

草 々

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号

○ ○ ○ ○

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 殿



解説

(合併)

合併とは、複数の会社が、契約により1つの会社に合一することをいう。

このうち合併当事者の1社が存続し、他の会社が解散してこの1社に吸収される合併を、吸収合併という。

一方で合併当事者がすべて解散し、新会社の設立によって会社財産や株主等を合一する合併を新設合併という。

(合併承認の株主総会特別決議)

株主総会における合併契約書の承認決議には、原則として総株主の議決権の過半数ないし定款に定める議決権の出席を要し、かつ出席議決権の3分の2以上の賛成を要する（会社法第783条第1項、会社法第309条第2項第12号）。

合併は、会社の組織自体に重大な変更をきたすものであって、特に株主の承認を得る必要があるためである。

(反対株主の株式買取請求権)

合併は、会社の組織自体に重大な変更をきたすものであり、自身の経営判断によりこれに反対する株主を保護する必要性も否定できない。

そこで反対株主には、自己の有する株式について、会社に対し、かかる決議が無かったら有したであろう公正な価格をもって買取ることを請求する権利が認められている（会社法第785条第1項）。

反対株主は、この株式買取請求権を行使する前提として、株主総会に先立ち、合併に反対する意思を書面で通知し、かつ、株主総会においても反対しなければならない（会社法第785条第2項第1号イ）。